

令和5年度 在宅介護支援センター訪問調査の結果報告について

1. 調査の概要

(1) 日程及び訪問先

合計 7 か所を訪問

6/30(金)	1 か所	本町
7/4(火)	2 か所	葛飾、海神
7/5(水)	2 か所	八木が谷、大穴
7/6(木)	2 か所	二宮・飯山満、高根台

(2) 訪問者

地域包括ケア推進課及び直営地域包括支援センター職員より2～4名

(3) 主な調査内容

令和4年度の実績及び令和5年度の事業計画について

<評価の視点>

- ①身近な相談窓口
- ②地域のネットワーク構築
- ③地域包括支援センターの協働機関

2. 訪問調査の結果について

(1) 身近な相談窓口

①相談件数等について

○在宅介護支援センター相談実績

年度	R2	R3	R4
在宅介護支援センター設置数(箇所)	16	16	15
相談延べ件数(件)	15,568	16,427	17,106

○地域包括支援センター相談実績

年度	R2	R3	R4
地域包括支援センター設置数(箇所)	13	13	14
相談延べ件数(件)	65,249	61,137	72,646

令和4年4月1日より、宮本、市場、東船橋、東町、駿河台を担当していた宮本在宅介護支援センターが、宮本・本町地域包括支援センターに機能強化されたため、在宅介護支援センター(以下、「在支」という。)数としては減少となったが、在支全体の相談件数としては増加している。また、地域包括支援センター(以下、「包括」という。)においては、令和4年度の全体の相談数は令和3年度と比べて約1.2倍となっている。1在支あたりの年間相談件数は、R2:973件、R3:1026件、R4:1140件と増加傾向であり、包括においてはR2:5019件、R3:4702件、R4:5189件と増加傾向である。

相談者としては、本人または家族からのほか、民生委員が相談者として在支に情報提供を行うことも多い。相談内容については、介護保険の申請やサービスの内容に関わる相談がほとんどであるが、虐待に関する相談を年間で数件受け付けている在支もあった。夜間や休日に緊急相談が入ったり、利用者家族が仕事を終える夕方以降でないと連絡のやり取りができないケースがあり、限られた在支職員ではあるが時間外の対応を求められることも少なくない。また、金銭問題・精神疾患・虐待など、複数の問題が複雑に絡み合っている家庭への対応は在支のみでは難しく、保健所やさーくるなどの他機関と連携を行っている。

②在宅介護支援教室

○在宅介護支援教室開催実績

年度	R2	R3	R4
在宅介護支援センター設置数(箇所)	16	16	15
在宅介護支援教室開催回数(回)	5	14	21

在宅介護支援教室は、高齢者ができる限り要介護状態にならずに健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から、市民を対象に開催する教室であり、各在支においては年1回以上開催することとしている。

その内容としては、高齢者を支援(介護)する家族等が適切な介護知識・技術を習得することや、外部サービスの適切な利用方法を習得することにつながるものに加え、高齢者本人がセルフマネジメントを行ううえで必要な知識等の習得につながるものについて情報提供及び周知を図るものである。

新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅介護支援教室の開催場所となる公民館等が閉鎖となったこともあり、令和2年度は在宅介護支援教室を通常通り開催できた在支はほとんどなかった状況である。令和4年度は、感染症の状況を見極めながらの開催となったが、8の在支で教室を開催することができた。地域の自治会や老人会から開催の要望があり、定期的開催した地区もあった。令和4年度に開催を見合わせていた地区も、令和5年度は開催予定のところが多く、徐々に地域の活動が戻りつつある。

(2)地域のネットワーク構築

①地域ケア会議

○地域ケア会議に関する実績(地域包括支援センターの実績を含む)

年度	R2	R3	R4
地域ケア会議設置数(か所)	24	24	24
全体会議(回)	77	99	100
個別ケア会議(回)	81	87	94
地域ケア会議を主体とした講演会(回)	0	4	16
認知症高齢者徘徊模擬訓練(回)	0	0	3

地域ケア会議は、個々の高齢者が抱える地域の課題を検討する「全体会議」と高齢者の個別具体的な支援策の検討を行う「個別ケア会議」で構成され、いずれも包括及び在支が事務局を担っている。

「全体会議」は、町会・自治会会員や民生委員、地区社会福祉協議会会員等の「地域関係者」と医療関係者や介護サービス事業者、地区担当保健師等の「専門職」が構成員となり、その地区の地域課題を話し合い、解決に向けた取り組み(地域づくり)について検討していくものである。(年4～6回の開催)

「個別ケア会議」は、支援対象者に直接関係がある者が集まり、支援者それぞれがもつ情報を共有し、問題を整理のうえ、支援方策について検討していくものである。(随時の開催)

令和4年度における全体会議は、各地区4～6回の開催ができており、コロナ前と同様に開催できている。令和3年度はやむなく書面会議により開催している地区が多かったが、令和4年度は集合形式での開催が多く、関係者同士が対面で意見交換することができた。会議当日にスムーズに意見交換が進むよう事前打ち合わせを行ったり、他地区の地域ケア会議に出席して知見を深めるなど、より良い地域ケア会議とするための取り組みを行っている。

個別ケア会議については、在支により開催数にばらつきがある。会議の開催にあたっては、民生委員や地域の居宅介護支援事業所からの相談で、地域で見守るべき対象者の情報共有をはかる等の目的で開催しているが、開催数が少なかった地区については、対象者の状況が変化していき、個別ケア会議を開催するまでに至らなかったというケースもあった。

②民生委員との連携

民生委員は、包括及び在支の相談協力員として位置付けており、ケース支援において日頃から密接な連携を図っている。

新興住宅地か古くからの住民が暮らす地域か、マンションか一戸建てか、など、その地域の特性により、それぞれの民生委員活動の様子は異なるようであるが、いずれの地域も民生委員の相談協力員としての役割は非常に大きく、地域で発生している問題を把握するためには、民生委員からの情報提供が不可欠である。

原則として、在支は地区民生委員協議会(以下「地区民協」という。)の定例会に毎回参加することとしているほか、地域で開催されているサロンやオレンジカフェ、町会の集まり等に定期的に参加している在支もあり、その中で在支の活動の周知を図るとともに、会議の前後

で情報交換することや相談を受けること等を通じて、連携体制の構築に努めている。令和4年度は、令和3年度と比較すると、民生委員の活動が徐々に戻りつつあるが、いまだ地域の活動が再開できていないところも多く、地域の情報の吸い上げが難しくなっている状況が続いている。

また、民生委員の3年ごとの改選が令和元年度と令和4年度にあり、民生委員の入れ替わりがあったところである。この時期のコロナ禍の活動自粛で民生委員同士の横のつながりが思うように築けず、在支が民生委員と関わる中で、古くからの民生委員と新規の民生委員で意識や活動に差があると感じる部分がある。令和5年度はこれまでどおりの活動を再開する地区もあり、民生委員活動の再開のみならず、民生委員同士の情報交換や連携が進むことが望まれる。

今後も、地域の状況を把握するにあたっては民生委員との連携が非常に重要であり、引き続き地区民協や地域ケア会議にて交流を図っていききたいところである。加えて、地域の老人会や町会などが開催する集まり等に定期的に顔を出し、在支の存在を知ってもらうことで、多方面につながりができ、より地域のことを把握し、在支が地域の一員として多くの人に認識・信頼してもらえようとする。

(3)地域包括支援センターの協働機関

在支の専従・常勤職員は、包括のスタッフとして位置づけており、密接な連携を図ることが期待される。

包括の強みは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種がおり、チームアプローチが可能であること、在支の強みは、地域の身近な相談窓口として、地域活動で得た地域とのネットワークを有していることである。

包括と在支は定期的に会議等の機会をもうけて連絡を密にしており、在支が対応しきれない虐待や成年後見が絡む困難な事例と判断した場合に速やかに包括へ相談したり、普段の対応方法などについても、疑問や不安があった場合にはこまめに相談するなど、連携を取り合って業務を行っている。また、包括が対応している件で頻繁に見守りが必要な場合に同行訪問をおこなったり、在支職員単独での訪問が適さない場合に包括職員が同行したりと、各地区において、スムーズな対応が出来ている様子である。実態把握や包括との同行訪問においては、新型コロナウイルス感染症の影響前後で対応件数にそれほど大きな差は出ていない。

今後も、8050問題、精神疾患の罹患者や生活困窮者等、複雑な問題が絡み合う事例などにおいては特に、複数の者で対応することが望ましいため、包括と在支それぞれの強みを生かしながら地域の高齢者支援を行っていくことが求められる。

(4)その他

○新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響について

令和4年度も、前年度に引き続き年度を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域や在支の活動が思うように開催できない年となった。その中でも、感染対策を行いつつ地域ケア会議主催の講演会等を行ったり、地域の店舗と協働で認知症の普及活動を行ったりと、工夫しながら活動を行っている。

3. 今後の対応について

○新型コロナウイルス感染拡大への対応について

新型コロナウイルス感染症による活動の制限が長期にわたり、活動量が低下した高齢者の身体的・精神的な衰えが進行してしまうことが懸念される。在支業務の1つである在宅介護支援教室は、令和4年度に一部再開をしている状況であるが、令和5年度はさらに多くの地区で開催ができるよう、地区関係者に広報を行っていく。

活動を再開していくにあたって、地域の関係者と相談を行い、感染の状況を見極めながら、高齢者のフレイル予防を推進していけるような取り組みを行っていくことが求められる。

以上